

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
出力サービス提供等業務	支出負担行為担当官 北陸地方整備局副局長 杉野浩茂 新潟市中央区美咲町1-1-1	令和5年4月3日	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン(株)新潟支社 新潟市中央区東大通1-2-23 北陸ビル2階	3010401026805	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号(ロ)  本業務は、平成30年4月9日に上記業者と契約を締結し、令和5年3月31日をもって契約期間が満了する「平成30年度出力機器等最適配置調査及び出力サービス提供等業務(以下「現行業務」という。)」において使用している出力機器を引き続き使用して、令和5年6月30日までの間、出力サービス等の提供を受けるものである。 「令和5年度出力機器等最適配置調査及び出力サービス提供等業務」については、5箇年国債を活用し令和5年4月3日契約に向けて現在契約手続きを進めているところであるが、契約後3ヶ月の最適配置調査を実施した後に出力サービス等の提供を受けることから、最適配置調査終了までの3ヶ月間は、出力機器の未設置期間が生じることとなる。 このため、令和5年4月1日から令和5年6月30日までの間は、別途出力機器を調達する必要があるが、現行業務において提供されている出力機器の状態は良好であり、短期間のみ別途出力機器を新たに調達するには多大な費用を要することから、現行業務において提供されている出力機器を継続利用することが経済的である。 よって、会計法第29条の3第4項契約の性質又は目的が競争を許さない場合、及び予決令第102条の4第4号(ロ)競争に付することを不利と認めて随意契約によることとする場合の規定に基づき随意契約を行うものである。	3,967,854	3,967,854	100.00%	-	
パーソナルコンピュータ賃貸借(その2)	支出負担行為担当官 北陸地方整備局副局長 杉野浩茂 新潟市中央区美咲町1-1-1	令和5年4月3日	NECキャピタルソリューション(株)新潟支店 新潟県新潟市中央区万代3-1-1	8010401021784	会計法第29条の3第4項  当該パソコンは、職員が業務を円滑・効率的に執行する目的で、令和3年4月1日から使用してきたものであり、当初、リース期間が令和5年3月31日で満了するので、令和4年度中に5ヶ年契約で新規代替機器を調達し使用する計画であったが、供給の逼迫に伴い予算要求時と調達価格が著しく変わったことから全台数の更新が出来なかった。 このため更新されるパソコンが納品されるまでパソコンを別途調達する必要があるが、新規で調達するよりも現在賃貸借している機器を継続して賃貸するほうが、賃貸借料金及び機器の設置撤去並びに設定に係る費用について経済的である。 よって、NECキャピタルソリューション株式会社と会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争に付することが不利と認められる場合)の規定により随意契約するものである。	927,960	927,960	100.00%	-	

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
国際フィーダー航路貨物代替輸送委託業務	支出負担行為担当官 北陸地方整備局副局長 植田 雅俊 新潟市中央区美咲町1-1-1	令和5年12月11日	井本商運(株) 兵庫県神戸市中央区浪花町59	6140001006217	<p>会計法第29条の3第4項</p> <p>井本商運株式会社が運航している国際フィーダー航路(新潟港から北九州港経由で神戸港へ接続)において、冬季風浪によりコンテナ船が新潟港に予定どおり寄港できないことから荷役障害が発生した。当該航路は、国際コンテナ戦略港湾政策の集荷施策の一環として開設されたものであり日韓フィーダー航路等と遜色ないサービスを確保するためには、阪神港などにつながる国際基幹航路等との接続の円滑化が必要不可欠となっている。</p> <p>本業務は、当該航路を運航しているコンテナ船が、冬季風浪により新潟港に予定どおりに寄港できない場合や荷役ができない場合を想定し、新潟港から国際コンテナ戦略港湾までの代替輸送手段として、新潟港から敦賀港までフェリーを活用する西回り航路、新潟港から苫小牧港までフェリーを活用する東回り航路を想定し、空コンテナによるトライアル輸送を実施し、国際基幹航路等との接続の円滑化に視点を置いた評価及び課題の整理を行うものである。</p> <p>本業務の実施にあたり、実証区間の輸送において、総合的な評価や課題の整理を行うためには、コンテナの海上運航における高度な知識や経験が必要であり、以下の要件を満たすものであることが、必要不可欠である。</p> <p>①日本海側での内航航路を有していること。 ②新潟港から国際コンテナ戦略港湾までの輸送に関する一貫したコンテナ手配や輸送シャーシの手配等が可能であること。 ③国際物流に関する手続きの実績を有していること。 ④実証試験で利用する各港湾での円滑な調整に対応できる実績を有していること。</p> <p>井本商運株式会社は、国際基幹航路を運航するOOCL(Oriental Overseas Container Line)と協調して日本海側においてコンテナ航路を運航し、日本海側の冬季風浪に対する知見を有していること、また、全国に航路網を展開し、実証試験で寄港する港湾で貨物を取り扱い、物流に関する調整が可能で有り、かつ国際基幹航路への接続を前提とした物流体系を構築し国際物流に関する実績を有していることから、本業務を実施するにあたって必要不可欠となるコンテナ貨物の荷動きや諸手続について総合的なノウハウを備えているため、上記①～④の要件を満たす者であり、本業務を実施できる者であると判断される。</p> <p>また、本業務の発注にあたり、参加希望の有無を公募により事前確認を行ったが応募者はいなかった。</p> <p>以上のことから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、井本商運株式会社と随意契約をするものである。</p>	22,693,000	19,165,047	84.45%	-	